

法人税 | 事業に使用されていない土地賃貸料の損金不算入

2025年4月

■ 文書

税務局は、2025年3月14日付で、法人税に関するオフィシャルレター 140/CT-CSを発行しました。

■ ポイント

企業が、事業にまだ使用されていない賃貸地について、賃貸期間全体にわたる賃貸料と管理費を支払った場合、当該費用は、賃貸地が事業に使用されていない時点の法人税課税所得の算定において損金算入不可となります。

■ お問い合わせ

✓ ベトナム進出支援 ✓ 月次記帳 ✓ 税務申告 ✓ ライセンス ✓ ビザ ✓ M&A

NAC (Vietnam) Co., Ltd.

設立：2009年（クライアント数300社以上）

▶ ハノイ事務所

▶ ホーチミン事務所

▶ ウェブサイト

▶ Email

TEL：028-3914-7725

<http://www.nacglobal.net/contact/>

vn@nacglobal.net

当社では、掲載情報の正確さには万全を期しておりますが、その内容について保証するものではありません。
利用者が本掲載内容を用いて行う一切の行為、意思決定に対して、当社では一切の責任を負いません。